

2014年10月8日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 原嶋 洋平

ナイジェリア国 送電網強化事業
(協力準備調査(有償))
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・ 日時 2014年9月1日(月)14:00～17:28
- ・ 場所：JICA 本部(112会議室)
- ・ ワーキンググループ委員：石田委員、清水谷委員、田中委員、二宮委員、原嶋委員、米田委員
- ・ 議題：ナイジェリア国 送電網強化事業スコーピング案に対する助言案作成
- ・ 配布資料：
 - 1) ナイジェリア国 送電網強化事業事前配布資料
 - 2) 補足資料
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第52回委員会)

- ・ 日時：2014年10月6日(月) 14:30～17:29
- ・ 場所：JICA 本部(会議室：1階 113会議室)

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. ナイジェリア送電公社(TCN)が本事業を実施する能力が十分であることをDFRに記述すること。
2. 「ナ」国の送電容量が計画通りに増加するために必要な条件を列挙し、それらの条件が達成される見通しをDFRに記述すること。
3. 「ナ」国における電力開発マスタープランが存在していないことに鑑み、本事業の必要性と意義について、送電容量等の具体的数値をもってDFRで説明すること。
4. 本事業の影響緩和策とモニタリング計画の実施体制について、事業主体や関係機関等の役割と責任を明確にし、PDCAが効果的に実施されるような体制となるよう留意すること。
5. 本事業の対象地域が広範囲であるため、EIAの作成において地区ごとの特性を考慮し、EIA報告書において、それぞれの地区に分けて調査結果を評価し、対策を記述すること。

代替案の検討

6. 「ナ」国連邦環境省に提出するスコーピングの最終版では、送電線の線形に関する代替案と代替案ごとに環境社会影響の概要を記述すること。
7. DFRにおいては、送電線の線形に関する代替案を提示し、それに伴う環境社会影響を評価したうえで、送電線の線形を決定した理由を記述すること。
8. 送電線と変電所の立地場所について、本事業の対象地域が洪水等の災害から被害を受けることがないように十分に検討すること。
9. 「ナ」国全体として森林面積が減少していることを考えれば、環境保全指定地域以外の自然環境であっても、自然林、河畔林、湿地帯等、生態系の維持に重要と思われる場所の利用は極力回避し、影響が避けられない場合は現地の関係機関、NGO、研究機関等と協力して適切な緩和策を検討すること。

スコーピング・マトリックス

10. 社会環境に関する「ジェンダー」、「遺跡・文化財」、「水利権、漁業権、入会権」の項で、供用段階における評価を見直すこと。
11. 「土地利用、地域資源利用」の項で、電力供給の安定化により(二次的、派生的な)地域開発や地域資源利用による土地利用が及ぼす影響について、供用段階における評価を見直すこと。
12. 本事業では、送電線と変電所等の新設により、維持管理道路や取り付け道

路が整備されることがある。これらの整備事業を本事業に不可分一体なものとして調査対象に含めること。特に、「地域経済」、「土地利用、地域資源利用」、「既存の社会インフラ・社会サービス」の項で、道路アクセスや交通利便性の向上により供用段階で生じる影響について評価を見直すこと。

13. 「動植物、生態系」の項で、希少動植物だけでなく、河川、湿地、ラグーンの魚類等、住民生活に必要な動植物種についても調査対象として、これらへの影響を評価すること。
14. 「景観」の項で、建設段階における影響について評価を見直すこと。
15. 「災害・危険・リスク」の項で、供用段階における送電線、鉄塔、変電所等からの火災リスクについて評価を検討すること。
16. 「地形・地質」の項で、建設段階において一定の広範な面積にわたる送電線整備、変電所の整備により地形に及ぼす影響を評価すること。
17. 「地下水の状況」、「流況、水文の特性」の項で、建設段階における表層改変や切り土盛り土等により、地下水への浸透機能や水循環機能に及ぼす影響について評価すること。
18. 「地球温暖化・気候変動」の項で、建設段階における工事用車両等の稼働による温暖化ガスの排出について評価すること。また、森林伐採による森林吸収源の減少について評価すること。
19. 「大気汚染」の項で、建設段階における工事用の車両、プラント等による大気汚染物質排出について評価すること。
20. 「電波障害」の項で、供用段階における「電磁波」の影響について評価すること。

環境配慮

21. 「動植物、生態系」について、事業計画の立案と代替案の検討に際して渡り鳥ルートに配慮すること。また、希少種、地域固有種等の存在についても配慮すること。
22. 「生態系、動植物」についての調査では、現地の関係行政機関、NGO、研究機関等と協力して実施すること。
23. 自然環境の項目についての調査では、本事業の対象地域の気候特性を鑑みて、季節的な影響も評価できるように、調査期間や方法について配慮すること。
24. 「動植物、生態系」についての調査では、森林が伐採されることによって惹起される動植物種への影響を評価すること。

社会配慮

25. 本事業で非自発的住民移転の対象となる被影響世帯は約 10,000 世帯が想定されているが、その殆どが送電線の建設によるものである。送電線の線形に関する代替案ごとの被影響世帯数を特定し、DFR に記述すること。
26. 土地取得について、土地の権原を持つ住民だけでなく、「土地の権利を持たず、居住していないが、店舗や農耕を営んでいる住民」に対する補償に関する現地の法令を確認し、DFR に記述すること。
27. ジェンダーと子どもの権利について、法令や行政関係への調査だけでなく、現地住民や NGO 等のステークホルダーからの聞き取りにより実態を明らかにすること。

ステークホルダー協議・情報公開

28. 本事業の対象地域が広範囲であり、被影響住民が多くなることが想定されているため、ステークホルダー協議は地区ごとに分割して行い、できるだけ被影響住民に対する網羅的で丁寧な協議となるよう配慮すること。
29. ステークホルダー協議の参加者、場所、規模、協議内容等を詳細に計画し、ステークホルダー協議実施結果を DFR に記述すること。

以 上